

大多喜町粉砕機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町財務規則（昭和62年規則第1号）第277条第4項の規定により、別表に定める竹粉砕機及び樹木粉砕機（以下「粉砕機」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 粉砕機の貸出しを受けることができる者は、町内に住所を有する者及び町内に竹林又は森林を所有している者とする。

(借用申請)

第3条 粉砕機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、貸出しを受けようとする日の10日前までに町長に申請しなければならない。

- (1) 粉砕機借用申請書兼誓約書（別記第1号様式）
- (2) 使用場所位置図
- (3) 保管場所を記した図面

(貸出しの許可)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、貸出しの条件を付して粉砕機貸出許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(貸出期間)

第5条 粉砕機の貸出期間は、10日間を限度とする。

(貸出しの範囲)

第6条 粉砕機を貸出す範囲は、大多喜町内とする。

(賃貸料)

第7条 粉砕機の賃貸料は、貸出日及び返却日を含め、竹粉砕機1日1,000円、樹木粉砕機1日3,000円とし、前納とする。

- 2 納付した賃貸料は返納しない。ただし、第4条に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により、粉砕機を利用することができなくなったとき、その他町長が認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第8条 粉砕機の運搬（樹木粉砕機の運搬は1tトラック以上の車とする）及び稼働に要する一切の費用は、使用者の負担とする。なお、粉砕機の使用後は、燃料を満タンに補充して返却するものとする。

(粉砕機の使用及び管理)

第9条 使用者は、粉砕機の使用及び管理について、適正に行わなければならない。

2 使用者は、粉砕機を使用したときは、粉砕機使用管理簿（別記第3号様式）を作成しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、粉砕機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機を譲渡し、処分し、又は転貸しないこと。
- (2) 営利目的の使用をしないこと。
- (3) 目的以外の物を粉砕しないこと。
- (4) 作動音、粉砕物の散乱等による周辺住環境への影響に十分配慮すること。
- (5) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (6) 粉砕機に異常が発生した場合は、速やかに町に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 傷害保険等に加入すること。

(粉砕機の返却)

第11条 使用者は、粉砕機を返却するときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 粉砕機使用管理簿（別記第3号様式）
- (2) 粉砕機使用実績報告書（別記第4号様式）
- (3) 作業中の写真

2 町長は、次のいずれかに該当するときは、粉砕機を返却させることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 粉砕機の維持管理上、支障があると認めたとき。
- (3) 天災又は荒天等により、貸し出すべきでないと判断したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

(事故等の届出)

第12条 使用者は、借用中に事故が発生した場合については、使用者において一切の責任を負うものとし、直ちに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 粉砕機使用事故報告書（別記第5号様式）
- (2) 事故発生場所位置図
- (3) 現場状況及び毀損箇所の分かる写真

(損害賠償等)

第13条 使用者は、粉砕機を毀損し、又は亡失したときは、町長の指示に従い、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、使用者の責任においてこれを処理解決するものとする。

(貸出台帳の整備)

第14条 町長は、粉砕機の貸出しの状況を明らかにするために、粉砕機貸出台帳(別記第6号様式)を作成し、整備しておかなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、粉砕機の貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表

型式		仕様（竹粉碎機）	仕様（樹木粉碎機）
		HNJ-112-1	KDC-2500B
重量	運転整備重量	345 Kg	520 Kg
寸法	全長	1540 mm	1958 mm
	全幅	770 mm	800 mm
	全高	1140 mm	1380 mm
エンジン	排気量	296 cc	799 cm ³
	最大出力	7.3 kw (10 ps)	18.6 kw (25.3 馬力)
	使用燃料	自動車用無鉛ガソリン	自動車用無鉛ガソリン
破碎装置	粉碎径	120 mm	200 mm
	粉碎物	竹及び果樹等の剪定枝	竹及び木材
	処理能力	3.0 m ³ /h	4.5 m ³ /h

別 記

第1号様式（第3条関係）

粉碎機借用申請書兼誓約書

年 月 日

大多喜町長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり粉碎機を借用したいので申請します。

なお、この申請書により粉碎機を借用するときは、貸出条件を遵守するとともに、誓約事項について自らの責任で誠実に対処することを誓約いたします。

借用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (使用 日間)		
使用目的			
使用台数	<input type="checkbox"/> 竹粉碎機 <input type="checkbox"/> 樹木粉碎機 1台	附属部品	<input type="checkbox"/> アルミブリッジ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ホイスト
使用場所	大多喜町 地先 (約 m ²)		
操作従事者	氏名		
保管場所	大多喜町 番地		
誓約事項	(1)粉碎機の使用及び管理については、適切に行います。 (2)事故等で粉碎機を毀損し、若しくは亡失し、又は第三者に損害を与えた場合は、誠意を持って対処します。 (3)その他大多喜町には、一切の迷惑を掛けません。		
備 考			
町処理欄	賃貸料 円 (日間× 円/日)		

添付書類：使用場所位置図及び保管場所を記した図面

第2号様式（第4条関係）

粉砕機貸出許可書

第 号
年 月 日

様

大多喜町長

年 月 日付けで借用申請のあった粉砕機について、次のとおり貸出しを許可します。

使用に当たっては、貸出条件を遵守してください。

貸出期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで（使用 日間）
使用場所	大多喜町
使用目的	
貸出条件	裏面記載のとおり

裏面

粉砕機貸出条件

- 1 大多喜町粉砕機貸出要綱又は他の法令に違反することがないように使用すること。
- 2 粉砕機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 使用者は、傷害保険に加入すること。
- 4 粉砕機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮し、万全の対策を講ずること。また、作動音、粉砕物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 粉砕機は、操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に扱うこと。
- 6 粉砕機の負担を考慮し、1日6時間以上の運転を行わないこと。
- 7 粉砕機を使用する際には、毎回作業前の点検及び作業終了後の清掃点検を行い、粉砕機使用管理簿(別記第3号様式。以下「管理簿」という。)に使用日の作業状況を記録すること。なお、伐採面積及び稼働時間は、必ず記入すること。
- 8 粉砕機に故障等異常が認められたと毀損傷又は事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、町に報告をして指示を受けること。
- 9 粉砕機を毀損し、又は亡失したときは、原状に復し、又は賠償すること。
- 10 粉砕機使用により発生した使用者及び他者又はそれらの財産に対する損害については、使用者の責任とし、使用者が損害を賠償すること。
- 11 粉砕機で目的以外の物を粉砕しないこと。また、竹や木材に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 12 竹粉砕機については、直径12cm以下の竹及び果樹等の剪定枝を、樹木粉砕機については、直径20cm以下の竹及び木材をそれぞれ1本ずつ挿入すること。また、腐った竹又は木材を処理しないこと。
- 13 竹の粉砕物は、堆肥等に有効活用を図ること。
- 14 粉砕機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜又は障害物がある場合は、無理な走行をさせないこと。
- 15 車への積み込みの際には、前進にて積み込み、後進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合は、ロープ等で粉砕機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 16 粉砕機の借り受け、及び返却又は粉砕機の使用に要する燃料等の費用は、使用者の負担とする。なお、返却の際は、燃料を補充し、満タンにすること。
- 17 粉砕機を返却する際には、管理簿とともに粉砕機使用実績報告書(別記第4号様式)を提出し、町職員立会いの上、指定する場所に返却すること。

第3号様式（第9条、第11条関係）

粉砕機使用管理簿

住 所

氏 名

使用年月日	使用場所	作業人員	使用時間	種類	点検結果				
					伐採面積	点検箇所	点検内容	確認(○×)	
								使用前	使用后
		人	h	タケ 木材 果樹等剪定枝 その他 () m ²	本体部分 動力装置 粉砕装置 安全装置 走行装置 清 掃	傷や変形はないか エンジンは正常か 粉砕装置は正常か 安全装置は正常か 走行装置は正常か 使用后実施したか			
		人	h	タケ 木材 果樹等剪定枝 その他 () m ²	本体部分 動力装置 粉砕装置 安全装置 走行装置 清 掃	傷や変形はないか エンジンは正常か 粉砕装置は正常か 安全装置は正常か 走行装置は正常か 使用后実施したか			
		人	h	タケ 木材 果樹等剪定枝 その他 () m ²	本体部分 動力装置 粉砕装置 安全装置 走行装置 清 掃	傷や変形はないか エンジンは正常か 粉砕装置は正常か 安全装置は正常か 走行装置は正常か 使用后実施したか			
		人	h	タケ 木材 果樹等剪定枝 その他 () m ²	本体部分 動力装置 粉砕装置 安全装置 走行装置 清 掃	傷や変形はないか エンジンは正常か 粉砕装置は正常か 安全装置は正常か 走行装置は正常か 使用后実施したか			

第4号様式（第11条関係）

粉砕機使用実績報告書

年 月 日

大多喜町長

様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で貸出許可のあった粉砕機について、次のとおり使用したので報告します。

借用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで 日間 (うち使用日数 日間)(延べ使用時間 時間)		
使用場所	大多喜町		
破砕面積、又は本数	m ² 、 本	種類	タケ、果樹等の剪定枝 木材、その他 ()
作業参加者数	延べ 人		
使用した竹の堆肥化以外の活用方法	無 ・ 有 ()		
機械点検項目	点検箇所	点検内容	確認 (○×又は状況確認)
	本体外観	傷や変形はないか	
	動力装置	正常に作動するか	
	粉砕装置	正常に作動するか	
	安全装置	安全装置は正常か	
	走行装置	走行装置は正常か	
	清 掃	実施したか	
	燃 料	補充をしたか	
使用の感想その他報告事項			

添付書類：粉砕機使用管理簿

作業中の写真

返却確認 年 月 日 返却確認者氏名

粉砕機 アルミブリッジ スクリーン ホイスト

第5号様式（第12条関係）

粉砕機使用事故報告書

年 月 日

大多喜町長 様

住 所

氏 名

貸出しを受けた粉砕機について、事故が発生しましたので次のとおり報告
します。

借用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
事故発生日	年 月 日 () 時 分 ころ
事故発生場所	大多喜町
事故発生時の操 作者名	
事故発生原因	
事故発生時の使 用状況	
粉砕機の毀損状 況	
修理に係る費用	

添付書類：事故発生場所位置図

現場状況及び毀損箇所の分かる写真

※発生後、直ちに提出してください。

